

京都市告示第 201号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により，令和元年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

令和元年6月25日

京都市長 門川大作

- 1 事業計画が定められた日  
令和元年5月23日（元農村第730号）
- 2 調査を実施する者の名称  
京都市
- 3 調査地域及び調査期間

令和元年度地籍調査事業計画

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	参 考	
			面積 Km <sup>2</sup>	測量の方式 及び縮尺
京都市	京都市上京区二本松町の一部，弁天町の一部，福島町の一部，尼ヶ崎横町の一部，東神明町の一部，田村備前町の一部，十四軒町の一部，田中町の一部，新御幸町，白銀町，坤高町，分銅町，下丸屋町の一部，中村町の一部，山本町，天秤丸町，西辰巳町，秤口町，東辰巳町，南清水町，金馬場町，西天秤町，天秤町，東天秤町，一丁目，浮田町の一部及び小山町の一部	令和2年3月31日 まで	0.15	地上法  1/250

(行財政局資産活用推進室)